

令和2年度

花見区通常総会（書面）議案書

議 案

1. 令和2年度事業報告・会計報告について
2. 令和3年度事業計画(案)・会計予算(案)について
3. 認可地縁団体（法人化）について

令和2年度花見公民館の事業実績報告書

スローガン		「花見は、ひとつ」				
活動 目標	1. 心豊かな地域作りを目標に、住民の自治意識、ふれあい、連帯感を強める。 2. 公民館事業の充実を図り、専門部の活動を活発にして、住民の心を公民館に結集する。 3. 青少年の健全育成、相互信頼の環境づくりを推し進める。					
区分 月	総務部 (シニアクラブ)	文化厚生部	防犯・防災部	体育部	青少年育成部	婦人部
4月	花見区総会(4月5日) 第1回組長会(11日)→中止 シニアクラブB総会(12日)→中止 シニアクラブA総会(19日)→中止			花見区親睦 ソフトボール大会(18日) →(中止)	インディアカ大会	婦人部総会(18日)
5月	第1回運営委員会(16日)→中止 住民パトロール開始(5月～12月) 合同清掃(シニア・B) 30日		防災部会 4区防犯パトロール (中止)	300オソフトボール大会 (10日) 中止	新入生歓迎会 福中体育祭(19日)→中止 福小運動会(23日)→中止	
6月	第2回組長会(6日)延期 シニア親睦旅行(27日) 公民館長・主事研修(13日)→中止	第1回全市環境 美化運動(7日) (中止)	1区防犯パトロール (中止)		市子供会清掃活動	婦人部バスハイク(20日) (中止)
7月	他世代交流ツグオ体操 ※第2回組長会(4日) ※第1回運営委員会(11日) 夕涼み実行委員会と執行部の打合せ(18日、25日) 中止	河川清掃(12日井尻川) 中止	2区防犯パトロール		他世代交流ツグオ体操 海岸清掃・公民館キャンプ 夕涼み実行委員会と執行部 の打合せ(18日、25日)→中止	
8月	初盆 第2回運営委員会(22日)		防犯防災会議 3区防犯パトロール	花見区駅伝部会合	他世代交流ツグオ体操 スポーツ大会 夕涼み会(22日) 中止	夕涼み会(22日)支援 中止
9月	第3回組長会(5日) 合同清掃(シニア・B) 敬老祝賀会(23日)→中止(記念品配布)	第2回全市環境 美化運動→中止	4区防犯パトロール	市区対抗バレーボール 大会(13日) 中止	諏訪神社相撲大会 福中体育祭(19日)中止	敬老祝賀会(23日) 中止 →敬老祝い記念品配布 体育祭の舞踊練習 中止
10月	区民体育祭(11日)→中止 第3回運営委員会(31日) 市シニアGG大会		防犯防災会議 1区防犯パトロール	区民体育祭(11日) →中止 駅伝部練習開始	ドッチボール大会 区民体育祭(11日) →中止	区民体育祭(11日)支援 →中止
11月	シニア親睦旅行 第4回組長会(28日) キューヘン祭り→中止	区文化祭(中止) (14日～15日) 花見食堂共催	防災訓練(7日)自主訓練 2区防犯パトロール	駅伝部練習(土、日)	防火夜回り	区文化祭(14～15日)中止 バザー販売及び接待中止 花見食堂共催
12月	公民館長・主事研修会 (5日)→中止		3区防犯パトロール	本格駅伝練習開始	クリスマス会	
1月	初詣(シニア) 成人祝賀駅伝準備			第16回市成人祝賀駅伝 (10日)→中止	子どもフェスティバル	駅伝炊き出し支援(10日) 中止
2月	新組長選出 バスハイク(シニア) 公民館長・主事研修会(6日)→中止				お別れ会	
3月	会計監査(7日) 第5回組長会(13日) 市シニアGG大会(24日)				ジュニアリーダー養成講座	新年度役員選出 新旧役員会
毎月	バス停清掃奉仕(A・B) 独居老人の慰問(A・B) 住民パトロール(5月～12月) 執行部会			駅伝部練習 グランドゴルフ (毎週木・土曜日)	廃品回収(2区・3区は毎月) 廃品回収(1区は、偶数月) 廃品回収(4区は、毎月)	クラブ活動 (4サークル) 役員会

※A=1・2区シニアクラブ

B=3・4区シニアクラブ

令和3年3月27日 総務

※4月～6月は新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、公民館事業を原則中止(国、県、市の指示に従う)

※令和2年4月7日の緊急事態宣言発令、令和3年1月8日の再発令で事業の自粛・中止や縮小を行いました。

花見総区一般会計 令和2年度決算並びに3年度予算案

単位 円



令和元2度決算				令和3年度予算		
収入の部						
項目	予算	決算	差額	摘要	予算	摘要
繰越金	1,762,284	1,762,284	0	元年度よりの繰越金	2,087,960	2年度よりの繰越金
一般区費	前年未回収	250,200	250,200	延べ417戸 35戸×600円		延べ(23,400戸)
	令和元年分	13,860,000	13,974,900	114,900	延 23,292戸(1,941戸×12ヶ月)	14,040,000
法人区費	531,900	595,900	64,000	33社	531,900	33社
郷づくり交付金	6,420,200	6,420,200	0	郷づくりからの交付金	6,234,000	郷づくりからの交付金
雑収入	6,600	9,637	3,037	防犯灯補助 9,600・利息 37	6,600	防犯灯補助及び貯金利息
計	22,580,984	23,013,121	432,137		22,900,460	
郷づくり交付金	2年度 1区 1,645,200 ・ 2区 1,407,200 ・ 3区 1,968,950 ・ 4区 1,398,850 合計 6,420,200					
郷づくり交付金	3年度 1区 1,602,000 ・ 2区 1,280,000 ・ 3区 1,798,500 ・ 4区 1,553,500 合計 6,234,000					

支出の部						
項目	予算	決算	差額	摘要	予算	摘要
総会費	170,000	144,700	25,300	議案書印刷代他	170,000	議案書印刷代他
組長会費	200,000	127,960	72,040	年4回実施(・6・9・12・3)	200,000	年5回実施(4・6・9・12・3)
執行部会費	150,000	85,377	64,623	会議費及び研修費	150,000	会議費及び研修費
監査会費	50,000	25,120	24,880	会計監査経費	50,000	会計監査経費
区管理防犯外灯費	50,000	35,258	14,742	防犯灯電気料(12ヶ所)	50,000	防犯灯電気料(12ヶ所)
事務費	60,000	32,827	27,173	文具代その他(PCインク等)	60,000	文具代その他(PCインク等)
郷づくり防犯灯補助金	373,700	373,700	0	防犯灯補助(各区、隣組へ)	374,000	防犯灯補助(各区、隣組へ)
郷づくり育成補助金	480,000	480,000	0	公民館会計へ	480,000	公民館会計へ
郷づくり自治振興補助金	1,644,000	1,644,000	0	各区、隣組への補助金	1,696,800	各区、隣組への補助金
郷づくり敬老会補助金	990,000	990,000	0	敬老会補助金(公民館会計)	990,000	敬老会補助金(公民館会計へ)
郷づくり広報配布等	2,841,315	2,841,315	0	回覧板配布、区長副区長報酬	2,596,460	回覧板配布、区長副区長報酬
役員手当	2,100,000	2,100,000	0	区長 100,000×4名 400,000	2,080,000	区長 100,000×4名 400,000
				副区長 80,000×4名 320,000		副区長 80,000×4名 320,000
				4 役 50,000×4名 200,000		4 役 50,000×4名 200,000
				組長 10,000×106名 1,060,000		組長 10,000×104名 1,040,000
				ブロック長 10,000×8名 80,000		ブロック長 10,000×8名 80,000
				連絡員 10,000×4名 40,000		連絡員 10,000×4名 40,000
渉外費	100,000	0	100,000	小・中学校等祝儀等	100,000	公立学校等、渉外費
慶弔費	400,000	165,000	235,000	弔慰金115,000・初盆50,000	400,000	弔慰金5,000円・初盆3,000円
環境整備費	200,000	189,004	10,996	ゴミ袋・川清掃他	200,000	ゴミ袋・川清掃他
歳末たすけあい募金	385,000	385,000	0	200円×1,925戸	390,000	200円×1,950戸
公民館運営助成金	6,850,000	6,850,000	0	公民館会計へ	6,850,000	公民館会計へ
公民館事業積立金	2,000,000	2,000,000	0	累計積立(30,074,853円)	2,000,000	設備積立
消防助成金	500,000	500,000	0	消防団への助成	500,000	消防団への助成
各区運営費	1,500,000	1,500,000	0	1区 389,000 2区 333,000 3区 389,000 4区 389,000	1,500,000	各区運営費として
防犯防災費	150,000	0	150,000	防犯防災訓練費用	150,000	防犯防災訓練費用
雑費及び予備費	1,386,969	455,900	931,069	雑費及び予備費	1,913,200	雑費及び予備費
計	22,580,984	20,925,161	1,655,823		22,900,460	

23,013,121 - 20,925,161 = 2,087,960 円 次年度へ繰り越し
432,137 + 1,655,823 = 2,087,960 円

令和2年度収入支出決算書及び関係証票書類等審査の結果、正確であることを認めます。

令和3年3月7日

監査 花見総区5組 山田三介 
監査 花見総区11組 松浦有祐 

※ 花見総区積立金内訳
 令和元年度迄の積立金累計 28,072,470 円
 令和2年度積立金額 2,000,000 円
 令和2年度積立金利息 2,383 円
 令和2年度迄の積立金累計 30,074,853 円

花見公民館 令和2年度会計決算書並びに令和3年度予算(案)

単位 円

令和2年度決算				令和3年度予算		
収入の部						
項目	予算	決算	差額	摘要	予算	摘要
繰越金	996,902	996,902	0	令和元年度繰越金	1,276,057	令和2年度度繰越金
区助成金	6,850,000	6,850,000	0	総区会計よりの助成金	6,850,000	総区会計よりの助成金
区助成金	1,470,000	1,470,000	0	敬老会 990,000 公民館育成 480,000	1,470,000	敬老会 990,000 公民館育成 480,000
公民館使用料	200,000	181,300	-18,700	使用減	200,000	使用料
寄付金	250,000	193,000	-57,000	転入者寄付・体育祭寄付他	250,000	転入者寄付・体育祭寄付他
雑収入	100,000	351,162	251,162	コピー代・空調代・電話他	200,000	コピー代・空調代他
計	9,866,902	10,042,364	175,462		10,246,057	

支出の部						
項目	予算	決算	差額	摘要	予算	摘要
維持費	1,100,000	827,767	272,233	電気・水道・ガス・通信費他	1,100,000	電気・水道・ガス・通信費他
活動費	5,070,000	3,755,151	1,314,849	専門部活動費 下記の通り	4,840,000	専門部活動費 下記の通り
会議費	200,000	166,768	33,232	各委員会 館長主事研修会	200,000	各委員会 館長主事研修会
事務費	30,000	11,413	18,587	文房具類	30,000	文房具類
設備・備品費	400,000	399,160	840	コピー機リース料 トナー代・紙代	400,000	コピー機リース料 トナー代・紙代
役員手当	460,000	430,000	30,000	館長・部長 20,000×8名 160,000 育成会長他 10,000×8名 80,000 体育指導員 10,000×8名 80,000 防犯防災員 10,000×4名 40,000 民生委員6名・防災管理者1名 10,000×7名 70,000	430,000	館長・部長 20,000×8名 160,000 育成会長他 10,000×8名 80,000 体育指導員 10,000×8名 80,000 防犯防災員 10,000×4名 40,000 民生委員6名・防災管理者1名 10,000×7名 70,000
管理費	1,200,000	1,200,000	0	管理運営費	1,200,000	管理運営費
保険料	370,000	364,865	5,135	火災保険 3件 総合補償 1件	370,000	火災保険 3件 総合補償 1件
清掃活動費	200,000	200,000	0	シニア清掃活動費 (A・B)	200,000	シニア清掃活動費 (A・B)
雑費及び予備費	836,902	1,411,183	-574,281	破風板修繕・定期清掃他	1,476,057	
計	9,866,902	8,766,307	1,100,595		10,246,057	

収入 10,042,364 - 支出 8,766,307 = 1,276,057 円 次年度へ繰り越し
 予算差 (収入 175,462 + 支出 1,100,595) = 1,276,057 円

専門活動費

項目	予算	決算	差額	摘要	予算	摘要
総務部	2,240,000	2,250,425	-10,425	敬老会 1,670,425 福祉会 100,000 シニアクラブ 360,000 森林保全 120,000	2,080,000	敬老会 1,500,000 福祉会 100,000 シニアクラブ 360,000 森林保全 120,000
文化厚生部	330,000	180,000	150,000	花見食堂 180,000	630,000	文化祭・花見食堂 630,000
体育部	1,080,000	484,726	595,274	花見区体育祭 0 成人駅伝大会 250,000 バレーボール 0 ソフトボール 0 グランドゴルフ 50,000 体育部備品代 184,726	1,010,000	花見区体育祭 460,000 成人駅伝大会 250,000 バレーボール 80,000 ソフトボール 120,000 ソフトバレー 50,000 グランドゴルフ 50,000
青少年育成部	1,120,000	840,000	280,000	育成会 800,000 指導員委員会 40,000 夕涼み会 0	1,120,000	育成会 800,000 指導員委員会 40,000 夕涼み会 280,000
婦人部	300,000	0	300,000	婦人部 300,000	0	
計	5,070,000	3,755,151	1,314,849		4,840,000	4,840,000

令和2年度収入支出決算書及び関係証票書類等審査の結果、正確であることを認めます。

令和3年 3月7日

監 査

柴田剛志

監 査

玉木雄二

令和3年度花見公民館の事業計画

スローガン 「花見は、ひとつ」						
活動 目標	1. 心豊かな地域作りを目標に、住民の自治意識、ふれあい、連帯感を強める。 2. 公民館事業の充実を図り、専門部の活動を活発にして、住民の心を公民館に結集する。 3. 青少年の健全育成、相互信頼の環境づくりを推し進める。					
区分 月	総務部 (シニアクラブ)	文化厚生部	防犯・防災部	体育部	青少年育成部	市主要行事(事業)
4月	花見区総会(4月4日) 第1回組長会(10日) シニアクラブB総会(11日) シニアクラブA総会(18日)			花見区親睦 ソフトボール大会(17日) →中止	インディアカ大会	中学校入学式(9日) 小学校入学式(13日)
5月	第1回運営委員会(15日) 住民パトロール開始(5月～12月) 合同清掃(シニアA・B) 27日		防災部会 4区防犯パトロール	福津市成人300歳 ソフトボール大会(9日)	新入生歓迎会 福中体育祭(15日) 福小運動会(??日)	東京2020オリンピック 聖火リレー(12日) 中学校体育祭(15日)
6月	第2回組長会(5日) シニア親睦旅行(26日) 公民館長・主事研修(12日)	第1回全市環境 美化運動(6日)	1区防犯パトロール		市子供会清掃活動	
7月	他世代交流ヨガ体操 夕涼み実行委員会と執行部 の打合せ(17日、24日)	河川清掃(11日) (刈目川)	2区防犯パトロール		他世代交流ヨガ体操 海岸清掃・公民館キャンプ 夕涼み実行委員会と執行部 の打合せ(17日、24日)	
8月	初盆 第2回運営委員会(21日)		防犯防災会議 3区防犯パトロール	花見区駅伝部会合	他世代交流ヨガ体操 スポーツ大会 夕涼み会(22日)	
9月	第3回組長会(4日) 合同清掃(シニアA・B) 敬老祝賀会(22日)	第2回全市環境美化 運動(5日)	4区防犯パトロール	市区対抗バレーボール 大会(12日)	諏訪神社相撲大会 福中体育祭(??日)	全市美化運動
10月	区民体育祭(10日) 市シニアGG大会		防犯防災会議 1区防犯パトロール	区民体育祭(10日) 駅伝部練習開始	トッポボール大会 区民体育祭(10日)	プリンセス駅伝(24日) 唐津街道畦町宿祭り
11月	シニア親睦旅行 第4回組長会(27日) キューヘン祭り	区文化祭 (13日～14日)	一斉防災訓練(6日) 2区防犯パトロール	駅伝部練習(土、日)	防火夜回り	福津市一斉防災訓練 福間小文化祭(20日) 市町村対抗福岡駅伝(21日)
12月	公民館長・主事研修会 人権講演会(4日)		3区防犯パトロール	本格駅伝練習開始	クリスマス会	
1月	初詣(シニア) 成人祝賀駅伝準備			第17回福津市成人 祝賀駅伝大会(9日)	子どもフェスティバル	第17回福津市成人式(9日)
2月	新組長選出 バスハイク(シニア) 公民館長・主事研修会(7日)				お別れ会	
3月	第5回組長会(12日) 福津市シニアGG大会				ジュニアリーダー養成講座	小・中学校卒業式
毎月	バス停清掃奉仕(A・B) 独居老人の慰問(A・B) 住民パトロール(5月～12月) 執行部会			駅伝部練習 グランドゴルフ (毎週木・土曜日)	廃品回収(2区・3区は毎月) 廃品回収(1区は、偶数月) 廃品回収(4区は、毎月)	クラブ活動 (4サークル) 役員会

※A=1・2区シニアクラブ

B=3・4区シニアクラブ

※2021年度も新型コロナウイルス感染状況を注視し、国、県、市の指示に従いながら公民館事業を推進。

令和3年3月27日 総務

議案 3. 認可地縁団体（法人化）について

地方自治法第260条の規定に基づき、花見総区自治会（花見1区自治会、花見2区自治会、花見3区自治会および花見4区自治会の総称。以下、総区自治会という）を、地縁認可団体として福津市に法人化申請する。

（申請の趣旨）

花見総区自治会が有する、不動産（花見公民館などの土地や建物）と動産（積立金などの預金や運営資金など）を、区民の皆さんの共有財産として保全し、将来へ引き継いでいくために、総区自治会を単位として法人化する。

（規約）

申請に当たり、別紙のとおり総区自治会の規約を制定する。なお、これは福津市が示す『規約のガイドライン』に沿って、作成しました。

（構成員）

総区自治会に加入している住民の過半数以上が、先ほどの調査で判明しており（令和3年2月末現在、3,564人）、これを構成員として申請書に添えて福津市に提出する。

（財産）

保全すべき花見総区の財産は、花見公民館の建つ土地および建物と、預金（令和3年3月末現在、積立金30,074,853円およびその他の運営資金）などがあります。これらは、今回の総会で申請が議決された後に、『総区自治会の財産目録』を作成し、申請書に添付いたします。

（申請の手続き）

今総会の議決を経た後、早急に関係書類を整えまして、福津市に申請いたします。

（役員および代表者）

現役員の任期は、令和4年3月31日までであります。よって、地縁認可団体として認可された後も、この期日までは継続いたします。また、代表者は現在の総区長とし、監事につきましては、認可後速やかに青谷勇氏（花見の里3丁目）および萩原利次氏（花見が浜1丁目）に、この期日まで暫定的に就任いただきます。

以上

花見総区自治会運営の規約（案）

第1章 総 則

（目的）

第1条 花見総区自治会（以下、本会という）は、以下に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持および形成に資することを目的とする。

- (1) 会員相互の親睦を図る
- (2) 回覧板などの回付など、地域内住民相互の連絡
- (3) 地域の防犯および防災活動の推進
- (4) 地域内の景観および居住地などの環境の整備
- (5) 公民館等の集会所等の維持管理
- (6) その他、住民相互の共助に関わる諸事業の推進

（名称）

第2条 本会は、花見総区自治会と称する。
2 前項は、花見1区自治会、花見2区自治会、花見3区自治会および花見4区自治会で構成される。

（区域）

第3条 本会の区域は、福津市花見の里1丁目・2丁目・3丁目（通称、花見1区自治会エリア）、福津市花見が浜1丁目・2丁目・3丁目（通称、花見2区自治会エリア）、福津市花見が丘1丁目（通称、花見4区自治会エリア）および福津市花見が丘2丁目・3丁目（通称、花見3区自治会エリア）の区域とする。

（主たる事務所）

第4条 本会の主たる事務所は、福津市花見が丘2丁目1 2 の 2 5 におく。

第2章 会 員

（会 員）

第5条 本会の会員は、第3条に定める区域に住所を有する個人とする。
2 本会は、前項のほかに区域内の企業法人を、準会員とすることができる。

（会 費）

第6条 会員は、別に定める会費（区費）を納入しなければならない。

（入 会）

第7条 第3条に定める区域に住所を有する個人で、本会に入会しようとする者は別に定める入会申込書を、入会金を添えて別に定める当該自治会長に提出しなければならない。入会金は、別途に定める。
2 本会は、前項の入会申込みがあった場合には、正当な理由なくこれを拒んではならない。

（退会など）

第8条 会員が次の各号に該当する場合には、退会したものとす。

- (1) 第3条に定める区域内に住所を有しなくなった場合
- (2) 本人より別に定める退会届が、当該自治会長に提出された場合
- (3) 2 会員が死亡し、または失踪宣言を受けた時は、その資格を喪失する。

第3章 役 員

（役員の種類）

第9条 本会につきの役員を置く。
(1) 総区自治会長（以下、会長という）1人
(2) 総区副自治会長（以下、副会長という）1人
(3) 総務担当役員1人
(4) 会計担当役員1人
(5) その他の役員4人
(6) 監事2人

（役員を選任）

第10条 役員は、構成する各自治会で会員の中から選出された、自治会長および副自治会長をもとに、総会で選任する。その場合、前条の(1)～(4)各号の役員は、第2条2項の各自治会長から選任される。
2 監事と前条(1)～(5)各号の役員は、相互に兼ねることはできない。

（役員職務）

第11条 会長は、本会の代表とし、会務を総括する。
2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、会長の職務を代行する。
3 総務担当は、本会の運営・伝達・記録などの一切の業務を遂行する。
4 会計担当は、本会の会計事務を行う。
5 その他の役員は、本会における委任された業務を遂行する。
6 監事は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 本会の会計および資産の状況を監査すること。
- (2) 会長、副会長、およびその他の役員の業務執行の状況を監査すること。
- (3) 会計および資産の状況または業務執行について、不正の事実を確証したときにはこれを総会に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため、必要があると認めるときは、総会の招集を請求すること。

（役員任期）

第12条 役員任期は2年とする。ただし、第9条第1項(5)号にあるものを除き、3期6年を超えないものとする。
2 欠員補充にて選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。
3 役員は、辞任または任期満了の後においても、後任者が就任するまでの間は、その職務を行わなければならない。

第4章 総 会

（総会の種別）

第13条 本会の総会は、通常総会および臨時総会とする。

（総会の構成）

第14条 総会は、会員をもって構成する。

（総会の機能）

第15条 総会は、この規約に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を議決する、最高議決機関である。

（総会の開催）

第16条 通常総会は、毎年度決算終了後3か月以内に開催する。
2 臨時総会は、次の各号に該当する場合に開催する。
(1) 会長が必要と認めたとき。
(2) 総会員の2分の1以上から、会議の目的たる事項を示して請求があったとき。
(3) 第11条6項第4号の規定により、監事から開催の請求があったとき。

（総会の招集）

第17条 総会は、会長が招集する。
2 会長は、前条第2項第2号および第3号の規定により請求があったときは、その請求の日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項およびその内容ならびに日時および場所を示して、開会の日の7日以上前までに文書をもって通知しなければならない。

（総会の議長）

第18条 総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。

（総会の定足数）

第19条 総会は、総会員の2分の1以上（もしくは全世帯代表者の2分の1以上）の出席がなければ開会できない。

（総会の議決）

第20条 総会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決議し、可否同数のときは議長の決するところによる。

（総会の表決権）

第21条 会員は、総会において、各人1個の表決権を有する。

（総会の書面表決など）

第22条 止むを得ない理由のために、総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、またはほかの会員を代理人として表決を委任することができる。
2 前項の場合における第19条および第20条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなされる。

（総会の議事録）

第23条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
(1) 日時および場所
(2) 会員の現在数および出席者数（書面表決者および表決委任者を含む）
(3) 開催目的、審議事項および議決事項
(4) 議事の経過の概要およびその結果
(5) 議事録署名人の選任に関する事項
2 議事録には、議長およびその会議において選任された議事録署名人2名以上が署名捺印しなければならない。

（花見公民館の運営）

第24条 花見公民館の運営については、別途に定める【花見公民館運用規則】によって行なう。

第5章 役員会

（役員会の構成）

第25条 役員会は、監事を除く役員をもって構成する。

（役員会の権能）

第26条 役員会は、この規約で定めるもののほか、次の事項を議決する。
(1) 総会に付議すべき事項
(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
(3) その他の総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
(4) 花見公民館の運用に関する事項

（役員会の招集など）

第27条 役員会は、会長が必要と認めるとき招集する。
2 会長は、監事を除く役員2分の1以上からの請求があったときには、速やかに役員会を招集しなければならない。
3 役員会の招集は、定期・臨時を問わず、原則として7日以上前に周知しなければならない。

（役員会の議長）

第28条 役員会の議長は、会長がこれに当たる。

第6章 資産および会計

（資産の構成）

第29条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。
(1) 別に定める財産目録記載の資産
(2) 徴収する会費
(3) 活動に伴う収入
(4) 資産から生じる果実（預金利息など）
(5) 入会寄付金など、その他の収入

（資産の管理）

第30条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は役員会の議決によりこれを定める。

（資産の処分）

第31条 本会の資産で第29条第1項第1号に掲げるものうち、総会において定めるものを処分し、または担保にする場合には、総会において4分の3以上の議決を要する。

（経費の支弁）

第32条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

（事業計画および予算）

第33条 本会の事業計画および予算は、会長が作成し、毎会計年度開始前に、総会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合でも、同様とする。
2 前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、会長は、総会において予算が議決されるまでの間は、前年度の予算を基準として収入支出することができる。

（事業報告および決算）

第34条 本会の事業報告および決算は、会長が事業報告書、収支決算書、財産目録等として作成し、監事からの監査を受けて、毎会計年度終了後3か月以内に総会の承認を受けなければならない。

（会計年度）

第35条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第7章 規約の変更

（規約の変更）

第36条 この規約は、総会において総会員の4分の3以上の議決を得、かつ福津市長の認可を受けなければ変更することができない。

第8章 雑 則

（備え付け帳簿および書類）

第37条 本会の事務所には、規約、会員名簿、認可および登記等に関する書類、総会および役員会の議事録、収支に関する帳簿、財産目録等資産の状況を示す書類その他の必要な帳簿類および書類を備えておかなければならない。

（委任）

第38条 この規約の施行に関し必要な事項は、総会の議決を経て、福津市が別に定める。

附 則

この規約は、令和3年 月 日から施行する。
2 本会の設立初年度の事業計画および予算は、第33条に関わらず、設立総会の定めるところによる。
3 本会の設立初年度は、第35条に関わらず、設立認可のあった日から翌年3月31日までとする。